

## 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

### 1 消費税率の引上げに伴う対応等

#### (1) 需要変動の平準化に向けた取組み

平成31年10月の消費税率引上げに当たっては、平成26年4月の引上げの経験を活かし、経済に影響を及ぼさないよう、万全を期す。

#### ③ 自動車に係る措置

消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げるにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。

恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

### 3 車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えており。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべき

との要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成 29 年度与党税制改正大綱等における車体課税の見直しに係る基本的考え方沿って検討を行った結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。

(1) 消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化とともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。〔再掲〕

軽自動車税の税率については、変更しない。

(2) 恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

具体的には、以下のように対応する。

- ① 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割については、税制抜本改革に係る地方税法等改正法の一部改正法附則の規定に基づき、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、自家用乗用車（登録車）に係る税率の適用区分を見直す。
- ② 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割が自動車税及び軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定する。

なお、消費税率引上げに配慮し、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

- ③ 自動車重量税のエコカー減税については、その政策インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図る。

今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

- ④ 自動車取得税のエコカー減税については、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行う。
- ⑤ 今般の改正が、消費税率 10%への引上げや前述の自動車産業をとりまく環境変化に対応するため、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しの最終的な結論であることを踏まえ、異例の措置として、

イ ③の自動車重量税のエコカー減税の見直しによる增收額のうち国の一般会計分の增收の全額を、譲与割合を段階的に引き上げることにより、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用する。

ロ ①から④までの措置を講じてもなお累積で不足する地方税財源について、国費によりその全額を補てんすることとする。

具体的には、平成 46 年度と平成 47 年度において自動車重量税の譲与割合を変更し、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用するとともに、平成 46 年度から、揮発油税の税率を引き下げた上で地方揮発油税の税率をその同率分引き上げる。

上記の地方税財源の補てんに際して国において必要となる財源については、今後の歳出・歳入にわたる努力により確保を図る。

⑥ 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために都道府県自動車重量譲与税制度を創設することを踏まえ、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

⑦ ⑤の揮発油税と地方揮発油税の税率調整に伴い、地方揮発油譲与税を増額する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために地方揮発油譲与税を増額することを踏まえ、増額分の地方揮発油譲与税は都道府県に譲与することとし、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

⑧ 上記の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割に係る市町村交付金の交付割合を見直す。

(3) 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。〔再掲〕

## 第二 平成 31 年度税制改正の具体的な内容

### 四 消費課税

#### 1 車体課税等の見直し

(国 税)

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

##### ① 乗用自動車

イ 現行、税率を 75% 軽減する自動車に係る軽減割合を 50% とし、税率を 50% 軽減する自動車に係る軽減割合を 25% とする。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、

平成 32 年度燃費基準値より 90%以上燃費性能の良い自動車とする。

② バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車を除外する。

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25%軽減する自動車を除外する。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車及び軽油自動車を除外する。

(2) 挥発油税及び地方揮発油税の税率（1 kℓ当たり）を次のとおりとする。

	現 行	改正案
揮発油税	48,600 円 (本則税率 : 24,300 円)	48,300 円 (本則税率 : 24,000 円)
地方揮発油税	5,200 円 (本則税率 : 4,400 円)	5,500 円 (本則税率 : 4,700 円)

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）

の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 6 月延長する。

① 現行、税率を 80%軽減する乗用車及び税率を 60%軽減する乗用車に係る軽減割合を 50%とし、税率を 40%軽減する乗用車に係る軽減割合を 25%とする。

② 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25%軽減するバス・トラックを除外する。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を 6 月延長する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税環境性能割〉

(4) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割について、次の見直しを行う。

① 環境性能に応じた非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は 0.5 %若しくは 1 %の税率）の適用区分について、次の見直しを行う。

イ 天然ガス自動車（車両総重量が 3.5 t 以下のもの）

平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ロ 乗用車

(イ) 自家用乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

	現 行	改正案
非課税	平成 32 年度燃費基準値より 10 %以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20 %以上燃費性能の良いもの
1 %	平成 32 年度燃費基準値を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 10 %以上燃費性能の良いもの
2 %	平成 27 年度燃費基準値より 10 %以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値を満たすもの

(ロ) ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50 %以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75 %以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ハ) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) ガソリン自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(二) 軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ハ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

ニ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

(イ) ガソリン自動車で次に掲げるものを、非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率の適用を受ける区分に加える。

a 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

b 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

(注) 上記 a については、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限り、上記 b については、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ロ) 軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車を、非課税又

は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

- ② 市町村交付金の交付割合を、次のとおりとする。

現 行	100分の65
平成31年度から平成33年度まで	100分の47
平成34年度以降	100分の43

(注) 上記の「現行」とは、環境性能割導入以後に適用することとされている交付割合に関する規定である。

- (5) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率1%分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

- (6) その他所要の措置を講ずる。

#### 〈自動車税種別割〉

- (7) 自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）に係る種別割の税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。

(総排気量)	現行	改正案
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円

4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円

(8) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

イ 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 33 年度及び平成 34 年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該登録の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新車新規登録を受けた自動車については、平成 30 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

ロ 自動車税のグリーン化特例（重課）

平成 31 年度及び平成 32 年度において、現行と同様の措置を講ずる。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長する。

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(10) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割の環境性能に応じた非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は 0.5 %若しくは 1 %の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による 2 %の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 天然ガス軽自動車

平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

② 乗用車及びトラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

ガソリン軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車を、非課税又は 1 % 若しくは 2 % の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(11) 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1 % 分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %

(12) その他所要の措置を講ずる。

#### 〈軽自動車税種別割〉

(13) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

##### ① 自家用乗用車

平成 33 年度及び平成 34 年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新規取得した軽自動車については、平成 30 年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

##### ② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

(14) その他所要の措置を講ずる。

#### 〈自動車重量譲与税〉

(15) 自動車重量譲与税の自動車重量税の収入額に対する割合について、次のと

おりとする。

期 間	本則の割合	当分の間の割合
現行	3 分の 1	1,000 分の 407
平成 31 年度から平成 33 年度まで	1,000 分の 348	1,000 分の 422
平成 34 年度から平成 45 年度まで	1,000 分の 357	1,000 分の 431
平成 46 年度	1,000 分の 401	1,000 分の 475
平成 47 年度以降	1,000 分の 416	1,000 分の 490

(16) 都道府県自動車重量譲与税制度を次のとおり創設する。

- ① 自動車重量税の収入額の一部を、都道府県に対して譲与する。
- ② 都道府県又は市町村に対する自動車重量譲与税の譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	都道府県に対する 譲与割合	市町村に対する 譲与割合
平成 31 年度から平成 33 年度まで	348 分の 15 (422 分の 15)	348 分の 333 (422 分の 407)
平成 34 年度から平成 45 年度まで	357 分の 24 (431 分の 24)	357 分の 333 (431 分の 407)
平成 46 年度	401 分の 68 (475 分の 68)	401 分の 333 (475 分の 407)
平成 47 年度以降	416 分の 83 (490 分の 83)	416 分の 333 (490 分の 407)

(注) カッコ内の割合は、当分の間の譲与割合である。

- ③ 都道府県自動車重量譲与税は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税（平成 31 年 10 月 1 日以後にあっては、自動車税種別割）の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(17) その他所要の措置を講ずる。

〈揮発油税・地方揮発油税〉

(18) 撥発油税及び地方撹発油税の税率（1 kℓ当たり）を次のとおりとする。〔再掲〕

	現 行	改正案
撹発油税	48,600 円 (本則税率：24,300 円)	48,300 円 (本則税率：24,000 円)
地方撹発油税	5,200 円 (本則税率：4,400 円)	5,500 円 (本則税率：4,700 円)

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

〈地方撹発油譲与税〉

(19) 地方撹発油譲与税について、次の見直しを行う。

- ① 地方撹発油譲与税に、現行道路の延長及び面積を基準として都道府県及び市町村に対して譲与している分（現行譲与分）とは別に、新たに都道府県に対して譲与する分（新譲与分）を創設する。
- ② 都道府県に対する新譲与分の譲与割合は、1,000 分の 55 とする。
- ③ 都道府県に対する新譲与分は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税種別割の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
- ④ 新譲与分の創設に伴い、都道府県及び指定市に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 548（現行：100 分の 58）とし、市町村に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 397（現行：100 分の 42）とする。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。